

# 名南西だより

第135号 令和5年5月20日発行  
 (公社)愛知県宅地建物取引業協会  
 名南西支部  
 〒497-0050 海部郡蟹江町学戸5丁目111番地  
 TEL 0567-94-3050  
 FAX 0567-97-0525  
 E-mail:info@meinannishi.com



## 令和5年度名南西支部通常総会が開催されました

令和5年4月25日(公社)愛知県宅地建物取引業協会 名南西支部 令和5年度通常総会を、津島市文化会館にて4年ぶりに開催する事が出来ました。  
 第1号議案～第3号議案全て原案通り可決承認されました事、ならびに議事進行がスムーズに運びましたことにつきまして、会員皆様のご協力の賜物と役員一同深く感謝しております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

ご出席ありがとうございました。



◆ 正会員出席者 46名 委任状 226名 ◆



Thank You!

# 重要なお知らせ

## 1. 令和5年度 第1回県下統一研修会

※今年度も、「会員ホームページ」を利用した《Web研修》です。(開催予定:9月)

詳細につきましては、7・8月のメール便にてご案内予定です。

◎県下統一研修会の受講は義務です。必ず受講して下さい。

## 会員異動

変更事項	商号・地区	氏名	変更内容
代表者変更	(株)ハウシーク (港15)	代表者 林 竜史	(旧)林 将史
専取準会員 変更	(株)エコフォレスト 中川営業所 (中川西12)	専取準会員 伊藤 大介	(旧)工藤 夏子
	(株)渡辺工務店 (海部南8)	専取準会員 若林 祐将	(旧)小澤 龍三
	(株)ジェイエイ名古屋サービス 南陽町営業所 (港15)	専取準会員 山口 恵美子	(旧)廣田 充
商号変更	愛三(株) (港15)	代表者 荒尾 孝嘉	(旧)愛三建設(株)
住所変更	(株)アイヤコーポレーション (海部南7)	代表者 熊崎 進	〒497-0052 海部郡蟹江町大字西之森 字高粕 104-26
TEL 変更	(株)新川通商 (中川東9)		TEL 052-362-3739
退会	(有)万惣 (海部北1)	代表者 早川 知江	廃業
	大一不動産 (中川西12)	代表者 吉田 昭一	
	(有)久野設計事務所 (港15)	代表者 久野 滝夫	
	立松住建(株) (海部北2)	代表者 立松 裕子	
	山忠不動産 (海部北2)	代表者 山崎 忠七	廃業(期間満了)
	(株)河野組 (愛西・津島4)	代表者 河野 将弥	廃業

## 事務局より

変更事項(代表者・専任取引士・商号・所在地・電話番号等)があった場合は、速やかに行政へ届出書(正・副本)を提出し、宅建協会(業協会・保証協会)にも、必ず変更手続きを行ってください。

(名南西支部へ、書類の提出が必要です。)

➤ 変更等があった場合は、まず支部事務局へご連絡ください。(☎ 0567-94-3050)

提出用書類は愛知宅建本部ホームページよりダウンロードできます。



～名南西支部 受付時間～

月曜日～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

電話 0567-94-3050 FAX 0567-97-0525

## 令和5年度 あま市不動産無料相談

あま市役所(新庁舎) 1階 相談室101にて『不動産無料相談』を実施します。不動産に関するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談いただけます。※毎月第2水曜日午後1時～4時

4月12日 ㊟	5月10日 ㊟	6月14日	7月12日
8月 9日	9月13日	10月11日	11月 8日
12月13日	1月10日	2月14日	3月13日



● 発熱、頭痛、咳、鼻水、下痢、のどの痛み等がある場合、来会をご遠慮下さい。

## 支部の窓

- 正副支部長会(4/6開催)
- 支部幹事会(4/6開催)

<第1回> 構成員数22名…出席者数21名・委任状1名

① 令和5年度 通常総会について



次回の正副支部長会は5月25日・支部幹事会は6月9日を予定しております。

「月刊不動産流通」2022年8月号より転載

月刊不動産流通のお申し込みは



vol.475

国土交通省 不動産・建設経済局不動産課

関連法規

## 宅地建物取引業法における書面の電子化について教えてください。①



宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下、法)、宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)及び宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)が改正され、令和4年5月18日から、媒介契約締結時書面(法第34条の2)、指定流通機構への登録を証する書面(法第34条の2)、重要事項説明書(法第35条)及び契約締結時書面(法第37条)(以下、重要事項説明書等)を電磁的方法により提供することが可能となりました。

宅地建物取引業者(以下、宅建業者)は、重要事項説明書等を電磁的方法により提供するには、法令で定める要件に従い、これを行う必要があります。今回は、要件の1つである「電磁的方法による提供に係る承諾の取得の要件」について解説します。

宅建業者は、重要事項説明書等の電磁的方法による提供を行うことについて、電磁的方法で提供する際に用いる方法(電子メール等により提供等)及びファイルへの記録方式(ソフトウェアの形式(PDF等)やバージョン等)を示した上で、説明の相手方から、あらかじめ承諾を得る必要があります。

宅建業者が上記の承諾を得る際には、以下のいずれかの方法によらなければなりません。

- ①承諾する旨を記載した書面(紙)を受領
- ②承諾する旨を電子メール等で受信
- ③Webページ上で、重要事項説明書等の電子書面を提供する方法及び重要事項説明書等の電子書面のファイルへの記録の方式を示し、Webページ上で承諾する旨を取得
- ④承諾する旨を記録したCD-ROMやUSBメモリ等の受領

なお、宅建業者は、②から④により承諾を得る場合には、承諾する旨を記録した電子書面を紙に出力可能なファイル形式で取得する必要があります。

また、宅建業者が上記の承諾を取得した後であっても、相手方等が、上記①から④の書面等により重要事項説明書等の電磁的方法による提供を拒否する旨の申出をしたときは、宅建業者は、電磁的方法により提供することはできません。

関係業者におかれましては、改めて法の趣旨をご理解いただき、宅地建物取引業の適正化を図っていただきますようよろしくお願い致します。

今回は、「電磁的方法による重要事項説明書等の提供の要件」について説明します。

(文責：下山早紀)